

宮城県試験研究機関評価委員会の運営について

- ◇ 試験研究機関評価委員会条例 . . . 1
- ◇ 経済商工部観光部及び農林水産部所管県立試験研究機関の業務評価の概要 . . . 2
- ◇ 宮城県試験研究機関評価委員会における審議で非公開とする内容について . . . 4

試験研究機関評価委員会条例

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、経済商工観光部及び農林水産部が所管する試験研究機関(以下「試験研究機関」という。)の試験研究業務及び運営について知事が自ら行う評価に関し調査審議するため、宮城県試験研究機関評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第三条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

一 工業関係試験研究機関評価部会 工業分野の試験研究機関の試験研究課題及び運営に関すること。

二 農業関係試験研究機関評価部会 農業分野の試験研究機関の試験研究課題及び運営に関すること。

三 林業関係試験研究機関評価部会 林業分野の試験研究機関の試験研究課題及び運営に関すること。

四 水産業関係試験研究機関評価部会 水産業分野の試験研究機関の試験研究課題及び運営に関すること。

2 委員会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の調査審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、委員長が指名する。

5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

6 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前二条(第三条第一項を除く。)の規定は部会について準用する。

7 所掌事項については、部会の議決をもって委員会の議決とする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 及び 3 (略)

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

経済商工観光部及び農林水産部所管県立試験研究機関の業務評価の概要

1 業務評価の目的

- (1) 本県行政改革プログラムの基本理念等を踏まえた効率的・効果的な研究開発等の実施
- (2) 県民に対する研究開発等の実態の開示
- (3) 柔軟かつ競争的で開かれた研究環境の実現

2 経済商工観光部及び農林水産部所管県立試験研究機関の業務評価に関する指針の適用範囲

本指針においては、県立試験研究機関が実施する試験研究関係業務に係る研究課題及び県立試験研究機関の運営全般を評価の対象とし、評価の形態は、それぞれ「研究課題評価」、「機関評価」とする。

3 外部評価委員会

宮城県試験研究機関評価委員会 (所掌：経済商工観光部新産業振興課)	県政課題の解決に向け特に重要なプロジェクトや業際横断型プロジェクト等、総合的な視点からの評価が必要と考えられる試験研究課題に係る評価を行う。
各産業系試験研究機関評価部会 (所掌：各産業系中核的試験研究機関)	各産業系試験研究機関が実施している重要な試験研究課題(国費導入事業についても対象とすることができる)及び各産業系試験研究機関の運営全般に係る評価を行う。

○評価委員の任命：委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 研究課題評価

(1) 研究課題評価の目的

研究課題評価は、研究課題の立案、選定、研究終了後の成果の波及に至るプロセスに関し、適切な評価を行い、より成果重視の効率的な研究推進に向け、必要な助言を得ることを目的とする。

(2) 評価時期とその位置づけ

事前評価 (時期：研究課題選定時)	技術的可能性、当該技術等の経済・社会的ニーズ、研究成果の波及効果等の観点から、個々の研究課題の絶対評価や緊急性、費用対効果等の観点からの複数の研究課題の相対評価等、総合的な評価を行い、優先的に取り組むべき試験研究課題を明確にし、その課題選定に資する。
中間評価(時期：中間時) *研究期間が3年を超えるもの等について実施	研究の途中において、それまでの研究成果を基に当該試験研究計画(設定目標、方法、スケジュール等)の見直しの要否、研究継続の是非等について検討する。
事後評価 (時期：研究課題終了時)	研究課題終了時点において研究計画と比較した成果の達成度について評価するとともに、成功・失敗要因を検証し、今後の研究活動に資する。
追跡評価 (時期：研究課題終了後)	研究成果の実用化や普及の状況、学会等における評価の動向等をフォローアップする。

5 機関評価

(1) 機関評価の目的

機関評価は、県立試験研究機関の運営全般について総合的見地から機関の果たすべき役割を検証し、その使命に応じ必要な運営体制の整備等に関する方針の決定に資することを目的とする。

(2) 評価時期とその位置づけ

各試験研究機関は、おおむね3年ごとに評価を実施し、研究分野の設定や研究推進体制の妥当性等を検証し、より効率的・効果的な研究開発等の推進に資するものとする。

6 評価の方法

評価を適切に実施するためには、県民の理解が得られる明確な評価方法（評価項目、評価基準、評価手続、評価手法）を設定することが必要であることから、評価の目的や対象に応じた具体的な評価方法は、最終的に外部評価委員会が決定する。

7 公開の在り方

評価の過程、評価結果及び評価結果の反映内容等は、個人情報や企業秘密に関する情報等機密の保持が必要な場合を除き、適時適切な手段を用いて一般に公開するものとする。

なお、議事録の公開、評価委員会の傍聴等の公開については、「審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱」に基づき実施するものとする。

宮城県試験研究機関評価委員会における審議で非公開とする内容について

(平成 17 年度第 1 回評価委員会にて決定)

○ 非公開とする部分

- 1 情報公開条例第 8 条第 1 項第 2 号, 第 3 号, 第 6 号, 第 7 号に該当するもの。
- 2 特に研究開発等の実施に係る次に掲げる情報が想定される。
 - 1) 知的財産権の取得に密接に関連する研究開発途上の知的財産権関連情報
(第 3 号及び第 7 号該当)
 - 2) 共同研究契約, 受託研究契約等において非開示を義務づけられている情報
(第 3 号及び第 6 号該当)

○ 非公開とする具体的理由

研究開発における知的財産権は, その後の技術移転に有用であり, また, 当初からそれを意識した企業等との共同研究もある。特許等の出願前の公開は公知の事実となり, 新規性がないとして特許庁から出願を拒絶されるため, 知的財産権に関する事項を非公開とする。

また, 共同研究契約, 受託研究契約等において非公開を義務づけられている情報は, 公開することにより事業活動が損なわれると認められるため非公開とする。

情報公開条例第 8 条 (本案関係部分のみ抜粋。該当箇所を下線)

(行政文書の開示義務)

第 8 条 実施機関は, 開示請求があったときは, 開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き, 開示請求者に対し, 当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 法令 (条例を含む。以下同じ。) の規定により公開することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって, 特定の個人が識別され, 若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが, 公開することにより, なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。ただし, 次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として公開され, 又は公開することが予定されている情報
 - ロ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。), 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員, 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において, 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは, 当該情報のうち, 当該公務員等の職, 氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国, 独立行政法人等, 地方公共団体, 地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって, 公開することにより, 当該法人等又は当該個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし, 事業活動によって生じ, 又は生ずるおそれのある危害から人の生命, 身体, 健康, 生活又は財産を保護するため, 公開することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公開することにより, 犯罪の予防, 鎮圧又は捜査, 公訴の維持, 刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 県の機関, 県が設立した地方独立行政法人, 公社又は国等(国, 独立行政法人等, 地方公共団体,

地方独立行政法人(県が設立したものを除く。)その他の公共団体をいう。以下この項において同じ。)の機関が行う衛生、営業、建築、交通等に係る規制等に関する情報であって、公開することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に支障が生ずるおそれのあるもの

(6) 県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人若しくは公社の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社及び国等、国等の機関の相互の間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの

(7) 県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの